

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1. 社会保障・税番号制度について

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）が平成27年10月5日に施行されました。

番号制度は、12桁の「個人番号」（※1）を利用することで、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。この制度の導入により、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野において、給付と負担の公平化、行政事務の効率化、行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上等の効果が期待されています。

熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においては、「個人番号」をその内容を含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を平成28年1月より保有し、後期高齢者医療制度関係事務で利用を行っています。

また、平成29年7月からは下記の情報連携（※2）を開始することとなっています。

- ①他の情報保有機関（※3）に対しての特定個人情報の照会（情報照会）
- ②他の情報保有機関（※3）からの特定個人情報の照会に対する特定個人情報の提供（情報提供）

- ※1）平成27年10月から住民票を有する者一人ひとりに12桁の「個人番号（マイナンバー）」が付番され、市町村より通知カードが発送されています。
- ※2）複数の情報保有機関（※3）間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。
- ※3）情報保有機関とは、他都道府県の広域連合、または、その他の医療保険者等になります。

2. 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施します。

なお、当該評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

評価の対象は、「個人情報」保護にとどまらない、個人の「プライバシー」保護とし、個人の財産上の利益、その他法的に保護される権利利益を侵害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象となります。

評価の目的は、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となる中間サーバーシステムが、事後的な対応にとどまらず、積極的に事前対応を行うためであり、個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組むことを宣言したうえで、広く意見を求め、意見を反映したリスク対策により、特定個人情報ファイルを取り扱うことです。

3. 特定個人情報保護評価の実施について

広域連合の標準システムは、平成29年7月からの他情報保有機関との情報連携の開始に向けて、システム改修を下記2段階で実施しています。

- ①一次対応
平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築。
- ②二次対応
平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築。

特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施することとなっており、「①一次対応」は、平成27年7月28日に評価を行い個人情報保護委員会（※1）へ提出・公表を実施しています。**本評価書は上記の「②二次対応」について評価を実施したものです。**

- ※1）個人情報保護委員会は、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関です。
具体的には、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督（立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命令等の権限の行使）、情報保護評価に関すること（指針の策定や評価書の承認）などを行う機関になります。

4. 特定個人情報保護評価の実施手続

個人情報保護委員会発行の特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」（対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく判断。）の結果に基づき、「全項目評価書（案）」を作成（※1）します。

「全項目評価書（案）」については、公示して、県民の意見募集を実施して、「全項目評価書（案）」に県民の意見を反映します。

また、県民の意見を反映した「全項目評価書（案）」により、第三者点検（※2）を行い、第三者の意見を反映した「全項目評価書」を作成して、個人情報保護委員会に提出の上、公表します。

※1）平成27年7月28日に個人情報保護委員会へ提出・公表した「全項目評価書」に対し、改訂を行います。

※2）第三者点検は、熊本県後期高齢者医療広域連合が設置している個人情報保護審査会（大学教授、弁護士、及び、アドバイザーとしてコンピュータ関係技術者のメンバーで構成。）で行う予定です。

5. 全項目評価書の内容

- (1) 評価書名 後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書
- (2) 評価書実施機関 熊本県後期高齢者医療広域連合
- (3) 評価書の項目一覧

評価書の項目	主な記載内容
I 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 ・特定個人情報ファイルを使用するシステム名称および機能など ・特定個人情報ファイルを取り扱う理由
(別添1) 事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務における特定個人情報の流れ など（図表記） ・加入者情報作成／副本作成／情報照会に付随する事務 ・地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手
II 特定個人情報ファイルの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの名称 ・対象となる本人の範囲、記録される項目 ・特定個人情報の入手方法および使用方法など ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無および委託内容など ・特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ・特定個人情報の保管・消去
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルに記録される項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル名 ・特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） ・特定個人情報の使用 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ・情報提供ネットワークシステムとの接続 ・特定個人情報の保管・消去
IV その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・監査 ・従業者に対する教育・啓発 など
V 開示請求、問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
VI 評価実施手続	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎項目評価（実施日、しきい値判断結果） ・国民・住民等からの意見の聴取（方法、実施日・期間、主な意見の内容、評価書への反映） ・第三者点検（実施日、方法、結果） など
(別紙1)「特定個人情報の提供先一覧」	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先、法令上の根拠、提供先における用途、提供する情報
(別添3) 変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書番号「1」→「2」への改訂履歴

6. 評価のスケジュール

時 期	内 容
平成28年10月中旬 ～ 12月上旬	・評価書「全項目評価書(案)」作成
平成28年12月16日 ～ 平成29年1月16日	・パブリックコメント意見募集の実施
平成29年1月下旬 ～ 平成29年2月上旬	・第三者点検の実施 (熊本県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護審査会)
平成29年2月下旬	・個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書提出 ・熊本県後期高齢者医療広域連合ホームページ上で公表
平成29年3月 ～	・特定個人情報ファイルを使用した情報連携の開始 (平成29年6月までは、連動テスト・総合運用テストを実施)

7. 評価実施後の再評価について

特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。
また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。